

## 春秋会 2024年度 9月総会 プログラム

- 2024年9月25日（水）大阪弁護士会館 201・202会議室  
【総会】18:00～ 司会 副幹事長 今井 力
- 1 開会挨拶 幹事長 村瀬 謙一
  - 2 【決議】2023年度決算報告及び承認 前年度副幹事長 足立 啓成  
会計監事 奥野 祐希
  - 3 【決議】幹事の選任（補充） 幹事長 村瀬 謙一  
66期 金星姫会員
  - 4 【決議】会則改正（幹事の選任等） 幹事長 村瀬 謙一
  - 5 【決議】会費規則改正 幹事長 村瀬 謙一
  - 6 2024年度予算及び上半期中間会計報告 副幹事長 東 尚吾
  - 7 選考委員会の運用についての議論状況の報告 委員長 村瀬 謙一
  - 8 大阪弁護士会 会務報告 副会長 松井 淑子
  - 9 活動報告
    - (1) 春秋会活動全般 幹事長 村瀬 謙一
    - (2) 選考委員会 委員長 村瀬 謙一
    - (3) 政策委員会 委員長 上田 純
    - (4) 研修委員会 委員長 山本婦紗子
    - (5) 広報委員会 委員長 河野 雄介
    - (6) 親睦委員会 委員長 間野 泰治
    - (7) 若手会 世話役代表 前野 陽平
  - 10 閉会挨拶 副幹事長 河野 豊

※総会終了後、洋食クラブ EN にて懇親会を開催いたします。

2023年度 決算報告書

2023年4月14日～2024年4月10日

		予算額	執行状況	執行割合	備考
<b>収入</b>					
	会費	10,000,000	9,500,000	95.00%	※2021年度会員数(668名)、2022年度会員数(677名)、2023年度会員数(662名) ※2024.4.10時点
	特別拠出金	0	190,000		※2023年度は特別拠出金の納入をお願いしていないため
	懇親会会費等収入	0	2,723,596	-	新人歓迎会兼当選祝賀会502,680円、新人歓迎旅行2,220,916円
	選挙予納金戻金	630,000	688,616	109.30%	※選挙予納金が一部還付
	その他	0	0	-	
	<b>収入計</b>	<b>10,630,000</b>	<b>13,102,212</b>	<b>123.26%</b>	
<b>支出</b>					
	<b>経常費</b>	<b>2,370,000</b>	<b>1,913,305</b>	<b>80.73%</b>	
	施設費	200,000	100,870	50.44%	※会議室使用料(幹事会、選考委員会、総会、各期幹事会等)
	通信費	600,000	252,115	42.02%	※FAX-斉送信費用(1回あたり約16,000円 1枚24円)、ドロップボックスライセンス料、ZOOM利用料、FAX個別送信費用(1枚10円)
	嘱託報酬	1,320,000	1,320,000	100.00%	※月額110,000円
	事務費	200,000	210,785	105.39%	※コピー代等
	その他支払手数料	50,000	29,535	59.07%	※振込手数料等
	<b>政策委員会</b>	<b>480,000</b>	<b>282,411</b>	<b>58.84%</b>	
	勉強会・意見交換会実施費用	100,000	83,661	83.66%	※年2回実施 通信費、講師謝礼交通費、施設費
	政策シンガ実施費用	320,000	198,750	62.11%	※年2回実施 通信費、講師謝礼交通費、施設費
	雑費	60,000	0	0.00%	反訳費用等
	<b>広報委員会</b>	<b>2,830,000</b>	<b>2,418,394</b>	<b>85.46%</b>	
	会報(春号・秋号)	2,400,000	2,234,930	93.12%	※秋号春号とも基本的に電子ブック
	ホームページ・サーバーレンタル費	30,000	1,668	5.56%	
	ホームページ改修等費用	100,000	41,800	41.80%	ページ更新料等
	取材費用	300,000	139,996	46.67%	
	<b>研修委員会</b>	<b>500,000</b>	<b>283,050</b>	<b>56.61%</b>	
	研修費用	500,000	283,050	56.61%	研修、映画上映会(講師謝礼、会場費用、上映料金等)
	<b>親睦委員会</b>	<b>1,050,000</b>	<b>1,121,893</b>	<b>106.85%</b>	
	親睦費	1,050,000	1,121,893	106.85%	
	<b>若手会</b>	<b>1,000,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>100.00%</b>	
	若手会補助金	1,000,000	1,000,000	100.00%	※渡切り、独自会計。
	<b>若手会員活動活性化費</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,477,220</b>	<b>115.91%</b>	
	新人歓迎旅行補助金	2,700,000	3,456,220	128.01%	(参考)旅行代金収入との差額1,235,304円)
	企画参加促進費	300,000	21,000	7.00%	※2022年度新設。企画参加促進費は年30万円を上限。
	<b>その他</b>	<b>3,962,000</b>	<b>1,965,918</b>	<b>49.62%</b>	
	弁護士会等行事参加促進費	250,000	0	0.00%	※2018年度新設
	選挙予納金	700,000	730,000	104.29%	
	慶弔費	250,000	76,930	30.77%	※慶弔規則による(香典、独立祝い等)
	登録40周年記念品	30,000	26,400	88.00%	※慶弔規則による(2023年度35期3名)。1人10000円。
	委員会活動運営補助費・活性化費	2,232,000	857,000	38.40%	※2022年度新設。3000円×各委員会人数×6(政策28、広報26、研修25、親睦28、若手会9、正副8)
	懇親費	300,000	156,500	52.17%	役員懇親会の補助等
	その他	200,000	119,088	59.54%	会費誤入金返金、会長等当選祝花代
	<b>支出計</b>	<b>15,192,000</b>	<b>12,462,191</b>	<b>82.03%</b>	
	2024.4.10時点収支差額		640,021		
	2022年度からの繰越金		24,150,047	-	※2023.4.14時点
			24,790,068	-	※2024.4.10時点通帳残高

2024（令和6）年9月17日

## 監査報告書の提出

春秋会 幹事長

弁護士 村 瀬 謙 一 先生

春秋会会計監事

弁護士 奥 野 祐 希

春秋会会計規則第8条第3項の規定に基づき、会計監査を実施しましたので、別紙の通り報告書を提出します。

以上

# 監査報告書

春秋会会計規則第8条3項により、春秋会会計担当副幹事長から受領した2023年度決算報告書（2023年4月14日～2024年4月10日）及び若手会会計通帳履歴を監査した。

## 第1 春秋会の会計の概要

2023年度における春秋会の会計の管理運営状況の概要は次のとおりである。

### 1 本会会計

春秋会の資産は、三井住友銀行大阪中央支店の普通預金口座にて管理されている。当該管理口座は、会計担当副幹事長による管理運用されており、預金出納帳を設置した上、その関係証拠資料として各支出の請求書・領収書等が保管されている。

また、春秋会の各委員会のうち、広報委員会、政策委員会、研修委員会及び親睦委員会の活動費も本会会計において管理運営されている。

### 2 若手会会計

春秋会の各委員会の内、若手会は、幹事会の予算承認された一定の金額が若手会において管理する預金口座に振り込み交付されて若手会会計担当者により管理運用されている。

## 第2 監査方法の概要

### 1 本会会計

会計監事は、会計担当副幹事長に対し、必要な説明を求めると共に、会計担当副幹事長が作成した預金出納帳と預金通帳の内容を照合し、現金及び振込等による支出に関し請求書及び領収書等の提示を求めた上で、これらとともに照合した。

### 2 若手会会計

若手会の活動費等に関する会計は、2023年9月5日に新規開設された徳島

大正銀行西天満出張所の当会若手会会計担当者名義の普通預金口座において管理運用されていることを確認した。

2022年度残金468,885円が上記口座に引きつがれ、2023年度予算である100万円を2023年9月25日付けで本会会計から振込送金により上記口座において受領し、2023年度における活動費が上記口座から支出されていることを確認した。そして、2023年度における活動費の精算を完了した上で、2024年9月3日付けで上記口座を解約し、解約時残金207,681円が2024年度に引きつがれていることを確認した。

### 第3 監査の結果

1 本会及び各委員会（若手会を除く）の会計報告及び附属明細書は、春秋会会則、会計規則に従い、春秋会の会計の状況を正しく示しているものと認める。

また、独自会計としている若手会についても、管理口座明細を確認する限り、春秋会会則、会計規則に従い、春秋会の会計の状況を正しく示しているものと認める。

2 会計の収支に関する不正行為または、会則及び会計規則に違反する重大な事実は認められない。

3 2023年度決算報告書の内容は相当であり、記載内容について指摘する事項は認められない。

以上

## 春秋会 9 月総会議案 会則改正の件

## 決議を求める事項

会則を、別紙新旧対照表の「改正案」のとおり改正する。  
字句修正は正副幹事長に一任する。

## 提 案 理 由

## 第 1 幹事の選任（第 5 条第 2 項）

- 1 会則第 5 条第 2 項は、前年度の 3 月総会において、次年度の幹事の選任決議を行うことを定めている。
- 2 しかし、第 77 期司法修習生の新規弁護士登録は、2025 年 3 月下旬以降になる予定であり、前年度の 3 月総会（2025 年 3 月開催）の時点では登録未了であり、春秋会の会員ではないため、幹事の選任決議を行うことができない。第 78 期以降も、同様の問題が継続して生じるものと見込まれる。  
そこで、第 77 期以降については、前年度 3 月総会決議によらない選任方法を定める必要がある。
- 3 また、前年度 3 月総会で幹事に選任された者が、傷病や留学等によって欠けることも想定され、その場合、速やかに新たな幹事を選任する必要もある。
- 4 この点、上記 2 及び 3 の場合は、従前の会則第 5 条 2 項に定める「やむを得ない場合」にあたると思われる。  
しかし、この場合の選任手続は、その後に開催される総会決議によらなければならないとされているため、速やかに幹事を選任することができない。
- 5 そこで、会則第 5 条第 2 項において、幹事長において新たな幹事を選任できることとし、かつ、その選任については次の総会で承認決議を要することとしたい。

## 第 2 幹事長の責務（第 7 条第 2 項）

- 1 会則第 7 条第 2 項は、幹事長の責務として、総会決議事項、幹事会決議事項を除く会務を決定し、執行することを定めている。
- 2 この点、総会の定めにつき、2019 年 12 月総会での会則改正において、会則第 4 条第 5 項に総会における web 方式による参加を認める規定、また、同条第 8 項に電磁的方式による委任状提出を認める規定が新設された。

これに伴って、総会決議事項の定めが、同条第8項から、同条第10項へと変更となった。

- 3 幹事会の定めについても、同改正において、会第6条5条に幹事会におけるweb方式による参加を認める規定、また、同条第7項に電磁的方式による委任状提出を認める規定が新設された。

これに伴って、幹事会決議事項の定めが、同条第7項から同条第9項へと変更になった。

- 4 上記3及び4の変更に伴い、幹事長の責務を定める会則第7条第2項についても、総会決議事項につき第4条第10項、幹事会決議事項につき第6条第9項と改正する必要がある。

- 5 以上につき、承認を求める。

【春秋会会則】新旧対照表

【改正案】	【現行】
<p>(総会)</p> <p>第4条 当会は、毎年9月、12月及び3月に定時総会を開催する。</p> <p>(中略)</p> <p>8 会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識できない方式で、電子計算機による情報処理の用に供される方法（以下「電磁的方法」という。）、またはファックスにより提出することができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。</p> <p>9 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。</p> <p>10 総会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 会則の変更</li> <li>2) 会員の除名</li> <li>3) 解散</li> <li>4) 規則の制定及びその変更</li> <li>5) 幹事の選任</li> <li>6) 会費の額の変更</li> <li>7) 決算の承認</li> <li>8) 大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦</li> <li>9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項</li> </ol> <p>11 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p>	<p>(総会)</p> <p>第4条 当会は、毎年9月、12月及び3月に定時総会を開催する。</p> <p>(中略)</p> <p>8 会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識できない方式で、電子計算機による情報処理の用に供される方法（以下「電磁的方法」という。）、またはファックスにより提出することができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。</p> <p>9 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。</p> <p>10 総会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 会則の変更</li> <li>2) 会員の除名</li> <li>3) 解散</li> <li>4) 規則の制定及びその変更</li> <li>5) 幹事の選任</li> <li>6) 会費の額の変更</li> <li>7) 決算の承認</li> <li>8) 大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦</li> <li>9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項</li> </ol> <p>11 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p>

<p>(幹事)</p> <p>第5条 幹事は、幹事長、副幹事長、全期幹事及び各期幹事からなる。</p> <p>2 幹事長は前年度の12月総会での決議によって選任し、その余の幹事は前年度の3月総会での決議によって選任する。ただし、やむを得ない場合は、<u>幹事長において幹事を選任することができる。この場合、その後に開催する総会で承認の決議を経なければならない。</u></p>	<p>(幹事)</p> <p>第5条 幹事は、幹事長、副幹事長、全期幹事及び各期幹事からなる。</p> <p>2 幹事長は前年度の12月総会での決議によって選任し、その余の幹事は前年度の3月総会での決議によって選任する。ただし、やむを得ない場合は、<u>その後に開催する総会での決議によって選任する。</u></p>
<p>(幹事会)</p> <p>第6条 幹事会は幹事で組織する。</p> <p>(中略)</p> <p>7 幹事長が認めた場合、幹事は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法、またはファックスにより提供することができる。</p> <p>8 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。</p> <p>9 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 総会の開催</li> <li>2) 次年度幹事長の推薦</li> <li>3) 細則の制定及び変更</li> <li>4) 予算の承認</li> <li>5) 特別委員会の設置</li> <li>6) 新入会員入会の承認</li> <li>7) 会費の免除</li> <li>8) 大阪弁護士会の役職のうち、会長・副会長以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託</li> </ol>	<p>(幹事会)</p> <p>第6条 幹事会は幹事で組織する。</p> <p>(中略)</p> <p>7 幹事長が認めた場合、幹事は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法、またはファックスにより提供することができる。</p> <p>8 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。</p> <p>9 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 総会の開催</li> <li>2) 次年度幹事長の推薦</li> <li>3) 細則の制定及び変更</li> <li>4) 予算の承認</li> <li>5) 特別委員会の設置</li> <li>6) 新入会員入会の承認</li> <li>7) 会費の免除</li> <li>8) 大阪弁護士会の役職のうち、会長・副会長以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託</li> </ol>

<p>9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項</p> <p>10) 総会決議の付託</p> <p>11) その他の重要な会務に関する事項</p> <p>10 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。</p> <p>11 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> <p>(幹事長及び副幹事長)</p> <p>第7条 幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。</p> <p>2 前項のほか、幹事長は、<u>第4条10項</u>、<u>第6条9項</u>及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。</p>	<p>9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項</p> <p>10) 総会決議の付託</p> <p>11) その他の重要な会務に関する事項</p> <p>10 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。</p> <p>11 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> <p>(幹事長及び副幹事長)</p> <p>第7条 幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。</p> <p>2 前項のほか、幹事長は、<u>第4条8項</u>、<u>第6条7項</u>及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。</p>
---	--

春秋会 9 月総会議案 会費規則改正の件

## 決議を求める事項

会費規則を、別紙新旧対照表の「改正案」のとおり改正する。

字句修正は正副幹事長に一任する。

## 提 案 理 由

1 年会費の減額については、昨年度会費減額検討 P T が組織され、修習終了 1 0 年未満の若手会員についてのみ会費減額をなすこと、特別拠出金制度は維持することが相当である旨の答申を得たところである。この答申について、昨年度幹事会、総会、今年度幹事会において、報告及び議論を行った結果、賛成意見が得られていることに対し、消極的な意見は見られなかった。そこで、答申に沿った年会費の減額改正を行うこととしたい。

2 これまで新規登録弁護士の春秋会への入会は、毎年 1 2 月中頃から翌年の 1 月末頃まで（新人歓迎会の実施時期頃まで）になされていた。現行規則では、第 2 条 で「入会して最初に 4 月 1 日を迎えた年の分の年会費は、免除する。」とされているので、入会から 1 年 3 か月程度の期間、免除されてきた。

ところで、司法修習の終了の時期が、現在修習中の第 7 7 期より、3 月末頃になり、弁護士会への登録は、2 0 2 5 年（令和 7 年）4 月 1 日以降になると考えられ、翌年以降の同様になる見込みである。春秋会への入会申込時期はさらにそれ以降、入会承認は、4 月の第 1 回幹事会決議以降となる。これを現行の規則にあてはめると、最初に 4 月 1 日を迎えた年は 2 0 2 6 年 4 月 1 日であるから、2 0 2 6 年度の年会費は免除となり、約 2 年間免除されることになる。他方、2 0

2 5年度分の位置づけには疑義も生じる。

そもそも、第2条の趣旨は、新規入会の初年度の会費は免除しようとする趣旨と解されるから、この趣旨にかなうよう、端的に「入会した年度の年会費は免除する」とするのが相当であると思料する。

3 会費免除の事由として、現行規則上、「法曹在職通算50年又は75歳に達した会員」は、届出によって翌年度の会費が免除されていることとなっている。

そのため、法曹在職通算50年に達した会員の多くから届出がされている。この免除の届出は一度なされると、次年度以降も継続して当然に会費が免除されることとなっている。しかし、一度、届出をしていただいた会員について、翌年度以降の執行部に引き継ぐことは管理上困難であり、残念ながら誤って未納の督促をしたり、あらためて届出をいただくなどの不都合が散見される状況となっている。この点、過去において、届出をいただいているか否かについて確認する作業の負担も大きく、また不可能な場合も考えられる。

法曹在職通算50年に達している会員の大半は、既に、会費免除の届出をいただいている状況である。

他方、法曹在職通算50周年に達している会員の中にも、会費を納付いただいている会員もおられ、感謝の意を尽くしたいが、特別拠出金として納付いただくことで、今後も、会派の財政に寄与していただくことが可能である。

以上の状況にかんがみると、法曹在職通算50年に達した会員については、届出がなくとも、司法修習期によって、法曹在職通算50年に達していることを執行部において確認することができるため、会費の支払義務は免除し、納付のお気持ちのある会員については、特別拠出金のお支払いをもって、会派の財政に寄与していただくことが相当と思料する

そこで、法曹在職通算50年に達した会員については、届出を要することなく会費を免除することとしたい。

他方、法曹在職50周年に達しない方でも、75歳に達した方もいらっしゃる  
ところ、この点は執行部においての把握は困難であるため、従前どおりの枠組み  
を維持することでやむを得ないと考えるところである。

3 以上につき、承認を求める。

添付書類

会費減額PT答申書

答申書要約版

2023年12月12日

春秋会 幹事長 岩本朗 殿

春秋会 会費減額 PT 座長 平野惠稔

## 答 申 書

貴職からの諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 諮問事項

- 1 当会の会費年額2万円について、全会員について一律一定の減額をすることの可否、可との結論の場合には、具体的な減額金額
- 2 当会の会費年額2万円について、若手会員（10年未満）を対象として、一定の減額をすることの可否、可との結論の場合には、具体的な減額金額  
〈諮問の前提条件〉  
当会の各種委員会活動や行事については、現状を維持するものとする。  
今年度、特別拠出金の拠出は依頼していないが、特別拠出金は過年度同様の水準で拠出されるものとする。  
周年行事については、別途、寄付金により財源が確保されるものとする。

### 第2 当 PT のメンバー

座長、今年度副幹事長2名、及び直近10年間の会計担当副幹事長がメンバーとなっている。メンバーの氏名、修習期などは別紙のとおりである。

### 第3 現状の制度

会費規則によると、現在、会費について次のように規定されている。

- 1 年会費は2万円
- 2 入会して最初に4月1日を迎えた年の分の年会費は、免除する。
- 3 次の各号に掲げる会員については、当該各号に定める期間、定める金額につき、年会費を免除する。
  - 1) 4月1日の時点において、法曹在職通算50年又は満75歳に達し、その旨を幹事長に届け出た会員 届け出た日が属する年度以降の入会期間2万円

- 2) 産前産後休業、育児休業、介護休業、海外留学、疾病など、会費を納めさせることが適当でない事由があり、その旨を幹事長に届け出た後に、幹事会の承認決議を得た会員 届け出た日が属する年度の1年 2万円
- 3) 平成23年11月28日から平成28年12月2日までに司法修習を開始し、4月1日に、修習修了後5年を経過し、かつ、10年を経過しておらず、その旨を幹事長に届け出た会員 届け出た日が属する年度の1年 1万円
- 4) 年会費の他に、特別拠出金として、1口1万円を、1年に5口まで支払うことができる。

#### 第4 検討すべき論点

##### 1 財源

- (1) 1年間の収入をいくらと見込むのか。
- (2) 1年間の支出をいくらと見込むのか。
- 2 減額する場合、会員一律か若手会員(10年未満)のみか。
- 3 繰越金をどのように使うべきか。

#### 第5 当PTの意見

##### 1 財源について

###### (1) 収入

###### ア 会費収入

過去9年間の会計一覧によると(資料1)、会費収入は概ね年950万円以上を確保できている状態である。

###### イ 特別拠出金

また、過去3年間の特別拠出金の拠出者の修習期を確認すると(資料2)、特定の修習期に偏っているわけではなく、おおむね各修習期に分散していた。これは、特別拠出金を事務所負担としている事務所が多数あることによるものと考えられる。このため、今後、特別拠出金収入が一定の時期に激減することは想定しなくてもよいと考えられる。

そして、前記会計一覧(資料1)からして、特別拠出金収入については、直近の会計年度で得られている年150万円程度は見込めるものの、年々減少していることからして、今後少しずつ減少するものと考えられる。

###### ウ 収入見込

以上に加えて、選挙予納金還付金及び懇親会会費収入は、おおむね収入と支出で同じ金額が想定されていることや、会計一覧(資料1)においても懇親会会費収入は各年度においてバラつきが大きいことから、選挙予

納金還付金及び懇親会会費収入を除いて考えると、1000万円～1100万円程度の収入が見込めると考えられる。

## (2) 支出

### ア 支出見込

過去9年間の会計一覧によると(資料1)、新型コロナウイルス感染症の流行前とほぼ同様の行事を実施できた昨年度の支出は、年額約1500万円であった。昨年度の支出の特徴としては、新人歓迎旅行が2回実施されたこと(1回あたり約310万円)、懇親会会費収入(約390万円)と同額の支出が各費目からなされていると考えられること、委員会活動運営補助費・活性化費が昨年度途中より新設されたこと(約40万円)である。

一方で、本年度の予算との相違点は、懇親会会費収入を予算計上していないこと(支出としても計上していない)、委員会活動運営補助費・活性化費の予算額が約220万円であること(昨年度実績から約180万円の増額。但し、昨年度は同予算を全額消化しない委員会が複数あった。)、会報の印刷会社の変更に伴う予算の増額があったこと(本年度予算約240万円-昨年度実績約190万円=約50万円の増額)などである。

これらの事情に加えて、収入の検討の際に除いた選挙予納金(昨年度実績約60万円)を勘案すると、今後の支出は、年額970万円程度と見込まれる。

### イ 委員会活動運営補助費・活性化費の効果検証

なお、委員会活動運営補助費・活性化費の効果について、本年度各委員会委員長にアンケートをとったところ、若手会員の顕著な参加増は実感できないものの、参加の促進に役立っているのではないかと、また、委員会活動運営補助費・活性化費は委員長等の本来懇親会費を多く負担することの多い会員の負担軽減に役立っているのではないかと、という意見が複数あった。

そのため、委員会活動運営補助費・活性化費の予算措置については、引き続き、その効果を検証しつつ、継続するべきと考える。

## (3) 小括

以上より、今後の収支予測は、収入が若干多い状況又は収支均衡状況であるといえる。もっとも、その予測は、特別拠出金が年150万円程度見込めることを前提としており、特別拠出金は維持するべきである。

以下、上記収支予測を踏まえて、会費減額について検討した。

## 2 減額する場合、会員一律か若手会員(10年未満)のみか。

### (1) 会費減額に関する考え方

前述の収支予測からすれば、全会員一律で会費を減額した場合、少額の減額としなければ大幅に支出が上回り短期間に繰越金を費消することになると思われるため、年間数千円レベルの少額の減額しかできないと考えられる。

当PTでの検討において、既存会員が会費減額という利益を受けるよりも、会派が果たすべき会派活動活性化のために集めた会費や繰越金を支出すべきであるとの意見が多数出された。

また、現在、産前産後休業、育児休業、介護休業等を理由に1年間を限度として会費の免除が認められているが、育児や介護などのために時短で業務をしている会員は、会派活動に参加できず会費支払の恩恵を受ける機会も少ない。このため、時短業務となっている会員を減免対象とすることや減免期間の延長ができるよう、会員に一律公平に適用されつつも柔軟に会費減免事由を拡大できるように規程改正する方がよいのではないかとこの意見も複数あった。

これらの意見を踏まえ、当PTでは、会費を減額する場合には、会員一律ではなく、若手会員に限って減額するのがよいという意見で一致した。そして、若手会員の会費を減額する場合、新入会員の当会入会促進に資するべく、新入会員の会費は他会派のうち会費の安い会派（年額1万円）と同額とするのがよいのではないかという意見で一致した。

- (2) その場合における収入に対する影響は、修習期の若い期から10期を対象として会費年額1万円とした場合（現在の会費から1万円減額）、入会後の最初に到来する4月1日から始まる年度については会費免除であり、77期より4月登録となることから実質的には2年間会費免除となることや、現在1万円会費免除の対象となっている66期～70期が含まれることからすれば、会費収入の減少約60万円（1期約20名×実質的な減額対象3期×1万円）と見込まれる。

加えて、前述の会費減免事由を拡大した場合であっても、会費収入の減少は、多く見積もっても約60万円（会費免除2万円×免除対象者見込数最大約30名）と考えられる。

そのため、若手会員の会費を1万円とし、また、会費減免事由を拡大した場合において、会費収入に対する影響は約120万円と想定される。この場合、前述の収支予測からすれば、毎年約0～100万円程度支出が多くなる（赤字）と思われるが、繰越金が約2500万円あることからすれば、会派運営上問題のない範囲と思われる。

### 3 繰越金をどのように使うのか。

昨年度末時点の繰越金は約2500万円であるところ、前述のとおり、繰越

金を会費減額の補填として利用した場合、漸減するものと予想されるが、それでも多額の繰越金が残存することが想定される。繰越金の使途として、多少の赤字填補に使用することについては、当 PT 内にて意見が一致し、併せて、残存する繰越金の使途についても検討を行った。

当 PT において、具体的な繰越金の使途についての意見の一致は見られなかったが、総論として会派活動の活性化に使うべきだという点においては異論が見られなかった。

具体的な案として出されたのは、

- ① 現在、会報発行に係る広報委員の業務負担が大きく、そのうち嘱託業務に馴染むと思われる一部業務について有償嘱託制を採用することや嘱託弁護士を増員を検討する余地があるとの意見
- ② 会派活動の活性化を図るための今までにない方策に支出を拡充するのがよいのではないかとの意見。例えば、法律に関連するしないに限りなく受講料が高いセミナーの受講の援助、研究会の援助や研究会による出版の援助など。
- ③ 会派活動の活性化を図るための懇親目的の企画に支出するのがよいのではないかとの意見。例えば、スキー、ゴルフなどのサークルへの援助。

しかし、会費の使途については、その使途を研修などの会員全体に還元できるものに限るべきとの意見と、趣味などの懇親目的の色彩の強くかつ一部の会員のみが利益を享受することとなる行事であっても、会員間の交流の場となり、縦横斜めの繋がり強化に役立つため、使用してよいという意見に、当 PT 内では二分された。なお、会派活動活性化のために役割を担当する会員への補助について、現状の委員会等活性化費を拡大することを検討対象としてもよいのではないか、という意見もあった。

一方で、繰越金については、各年の会派活動の活性化のための活動費に使用する以外は、相当の資金を要する行事等（例えば、選挙や周年行事）のために残存させるのが相当という意見で一致した。

## 第6 まとめ

以上の当 PT の意見やシミュレーションを踏まえ、当 PT としては以下のとおり答申する。

- 1 今後の収支予測からすれば、収支均衡又は若干の黒字にとどまると考えられるため、当会の会費年額 2 万円について、全会員について一律一定の減額をすることはできないと考える。
- 2 今後の収支予測からして、収支均衡又は若干の黒字にとどまること、繰越金

が2000万円を超えて存在することを踏まえ、当会の会費年額2万円について、若手会員（10年未満）を対象として、年額1万円とする減額は可能と考える。

- 3 ただし、収入の安定を図るために、特別拠出金は維持すべきである。
- 4 加えて、繰越金の使途については、若手会員の会費減額を実施した場合等における多少の赤字に填補したり、その他、別途、会費減免事由の拡大や会派活動活性化のための支出などを検討するべきである。残った繰越金については、相当の資金を要する将来の行事等（例えば、選挙や周年行事）に備えて残存させるのが相当である。

以上

#### 添付資料

- 資料1 会計一覧
- 資料2 特別拠出金・会員数一覧
- 資料3 修習期別人数

会費減額検討 PT メンバー

座長

平野惠稔 41 期

メンバー（カッコ内は会計担当副幹事長就任年度）

渡部真樹子 64 期（2022）

奥野祐希 67 期（2021）

峯田和子 57 期（2020）

両角麻子 65 期（2019）

堀川智子 57 期（2018）

松井淑子 51 期（2017）

荒木晋之介 61 期（2016）

唐崎浩司 58 期（2015）

岩田和久 64 期（2014）

富山聡子 57 期（2013）

2023 年度 副幹事長

溝上絢子 57 期（2011）

足立啓成 62 期（2023）

番号	項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	収入												
2	会員		10,380,000	9,520,000	9,880,000	9,910,000	10,230,000	9,720,000	9,930,000	9,670,000			
3	特別拠出金	11,010,000	1,936,000	2,110,000	2,010,000	2,060,000	1,970,000	1,970,000	1,630,000	1,530,000			
4	懇親会会費等収入	145,000	1,292,686	708,000	35,520	19,720	82,350	125,000		3,880,900			
5	選挙予納金還付金	934,458	1,083,766	548,520	695,853	652,251	620,173	670,173	1,106,242	619,562			
6	本会計租入金				709,497	300,000	624,048		240,000				
7	通帳作成仮入金	1,000	1,000										
8	雑収入(利息等)	2,857								6,600			
9	7会派合同依存症研修開催費用						192,000						
10	総収入	12,093,315	14,693,452	12,886,520	13,330,870	12,941,971	13,718,571	12,485,173	12,906,242	15,707,062			
11	支出												
12	経常費	2,057,560	3,110,144	2,136,295	1,787,715	1,916,865	2,031,600	2,284,732	2,392,706	2,451,422			
13	施設費	273,495	711,688	165,228	160,329	245,808	285,648	195,910	187,990	127,930			
14	通信費(一斉FAX送信費)	730,205	1,356,512	792,257	441,334	625,485	698,642	382,345	634,885	530,306			
15	通信費(その他)				117,916								
16	嘱託報酬	1,031,940	907,200	982,800	982,800	982,800	915,600	1,320,000	1,320,000	1,540,000			
17	事務費	2,562	108,824	174,248	63,736	41,388	108,240	363,487	228,821	229,591			
18	その他支払手数料	19,358	25,920	21,762	21,600	21,384	23,470	22,990	21,010	23,595			
19	政策委員会	142,633	259,460	211,005	123,122	155,884	250,438	164,433	313,352	366,684			
20	意見交換会費用	142,633	259,460				161,323	63,140	36,300	0			
21	政策シンガ実施費用			211,005	123,122	155,884	89,115	101,293	277,052	366,684			
22	広報委員会	6,154,243	5,682,096	5,557,680	4,912,818	4,015,060	3,378,102	2,756,028	2,053,354	2,060,147			
23	会報(番号・秋号)	5,644,483	5,068,656	5,203,440	4,111,484	3,777,408	3,303,156	2,733,280	1,767,705	1,899,170			
24	ホームページ保守料	509,760	518,400	259,200	324,000					0			
25	サーバーレンタル費		95,040	95,040	103,140	6,696	8,418	22,748	60,720	0			
26	ホームページ改修費用				314,194	113,400	50,112			44,138			
27	取材費用				60,000	117,556	16,416		224,929	116,839			
28	研修委員会	280,000	280,000	280,000	313,400	280,000	242,834	205,600	218,410	320,332			
29	研修費用	280,000	280,000	280,000	313,400	280,000	242,834	205,600	218,410	320,332			
30	親睦委員会	700,000	700,000	1,020,000	579,293	649,804	586,392	677,975	417,070	1,116,279			
31	親睦費	700,000	700,000	1,020,000	579,293	649,804	586,392	677,975	417,070	1,116,279			
32	若手会	717,000	705,000	700,000	1,037,126	942,922	900,000	900,000	900,000	900,000			
33	若手会補助金	717,000	705,000	700,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000			
34	担任制補助金				137,126	42,922							
35	新人歓迎旅行	820,000	1,500,000	1,500,000	1,724,840	2,169,849	0	1,683,399	212,500	6,305,172			
36	補助金	820,000	1,500,000	1,500,000	1,724,840	2,169,849	0	1,683,399	212,500	6,266,172			
37	企画参加促進費									39,000			
38	その他	1,439,840	2,949,995	1,440,443	1,303,671	1,790,931	1,096,246	1,119,270	1,364,316	1,500,409			
39	弁護士会等行事参加促進費					88,000	87,340	0		0			
40	選挙予納金	1,050,000	1,180,000	600,000	750,000	750,000	660,000	710,000	1,180,000	660,000			
41	慶弔費	230,000	392,715	158,619	232,243	288,756	223,406	213,550	85,316	79,260			
42	法曹在籍40周年記念品	105,840		67,824	72,288	71,280	38,500	44,000	64,000	65,450			
43	委員会活動運営補助費・活性化費									415,000			
44	懇親費		1,376,280	614,000	249,140	26,000	87,000	151,720		221,000			
45	60周年記念事業費					566,895							
46	通帳作成仮入金		1,000										
47	その他	54,000							35,000	59,699			
48	支出計	12,311,276	15,186,695	12,845,423	11,781,985	11,921,315	8,485,612	9,791,437	7,871,708	15,020,445			
49	前年度取支差額				1,548,885	1,020,656	5,232,959	2,693,736	5,064,534	686,617			
50	前年度からの繰越金	8,446,459	8,227,958	7,734,715	8,003,524	9,451,545	10,472,201	15,705,160	18,398,896	24,102,817			

※HP保守料は8か月分

## 特別拠出金

修習期	R 2	R 3	R 4
～20	170,000	40,000	60,000
21～25	200,000	170,000	170,000
26～30	140,000	110,000	160,000
31～35	200,000	170,000	160,000
36～40	250,000	210,000	200,000
41～45	160,000	140,000	130,000
46～50	270,000	250,000	230,000
51～55	80,000	60,000	50,000
56～60	180,000	170,000	140,000
61～65	160,000	60,000	90,000
66～70	70,000	50,000	60,000
71～	90,000	90,000	110,000
	1,970,000	1,520,000	1,560,000

	R 2	R 3	R 4	R 5
会員数	660	666	666	662

## 修習期別人数

2023年3月28日時点

修習期	人数	備考
25期以上	55	法曹在職通算50年以上
26	7	1(満75歳の人数)
27	6	5
28	4	1
29	6	2
30	5	1
31	4	
32	3	
33	8	1
34	7	
35	3	
36	8	
37	7	
38	13	
39	10	
40	7	
41	16	
42	6	
43	7	
44	5	
45	9	
46	10	
47	13	
48	11	
49	14	
50	5	

修習期	人数	備考
51	11	
52	13	
53	10	
54	6	
55	14	
56	8	
57	19	
58	13	
59	13	
60	30	
61	23	
62	35	
63	14	
64	18	
65	24	谷間世代
66	20	谷間世代
67	19	谷間世代
68	17	谷間世代
69	19	谷間世代
70	10	谷間世代
71	19	
72	17	
73	15	
74	17	
75	16	

①合計 669  
 ②75歳  
 50年以上  
 ①-② 603

## 会費減額検討PT 答申の要約

検討の経緯：繰越金が多額になっていること、会費の安い他会派が新入会員を伸ばしていることから、会費減額（全会員対象・若手等一部対象）の可否及び方法等について、昨年度から、座長として、平野恵稔元幹事長のほか、歴代の会計担当副幹事長を構成員とするPTを立ち上げ、答申をいただいた。会費に関わる重要問題ゆえ、今年度へ継続審議となった。

答申の概要

## (1) 収入見込みについて

会費収入は概ね年950万円以上を確保できている。

特別拠出金については、上の期に偏ることなく各期に分散して納付されていたため、今後、激減することは想定されにくく、150万円程度は見込まれるが、徐々に減少も考えられる。

合計1000万～1100万円の収入が見込める。

## (2) 支出見込みについて

年970万円程度と見込まれる。

なお、委員会活動運営補助費・活性化費の効果について検証したが、参加の促進に役立っているのではないかとの意見が複数あり、継続すべきと考えられる。（なお、答申後の令和5年度決算においては、額は漸増にとどまる見込みである。）

## (3) 今後の収支予測と特別拠出金制度、繰越金について

収入が若干多い又は収支均衡状況であるが、特別拠出金を150万円と見込めることを前提としており、特別拠出制度は維持するべきである。

周年行事や選挙に伴う支出を考えると、一定の繰越金を維持するべきであり、繰越金を取り崩す形での減額は避けるべきである。

## (4) 会費減額についての結論

以上を前提として考慮すると、全会員一律の減額についてはごく少額の範囲でしか検討することが出来ず、あまり意味がない。若手会員に限って減額をした場合、約60万円の減収にとどまると想定され、繰越金が約2500万円あることから、ただちに会派の運営に支障が生じることもなく、若手会員に限って1万円に減額するのが良い。また、育児期間中ないし介護期間中など、会費減免事由を拡大するのが良いという意見も複数あった。

## (5) 【補足】繰越金の使途について

別途、会派活動の活性化に使うべきなどの検討を行うべきである。

以上

【会費規則 新旧対照表】

【改正案】	【現行】
<p>(年会費)</p> <p>第1条 <u>年会費は次のとおりとする。</u></p> <p>1) <u>4月1日時点において、修習終了後10年を経過した会員</u> 2万円</p> <p>2) <u>その他の会員</u> 1万円</p> <p>(会費免除)</p> <p>第2条 <u>入会した年度の年会費は、免除する。</u></p> <p>2 次の各号に掲げる会員については、当該各号に定める期間、定める金額につき、年会費を免除する。</p> <p>1) 4月1日の時点において、<u>法曹在職通算50年に達した会員</u> <u>達した年度以降の入会期間</u> 2万円</p> <p>2) <u>4月1日の時点において、満75歳に達しその旨を幹事長に届け出た会員</u> <u>届け出た日が属する年度以降の入会期間</u> 2万円</p> <p>3) 産前産後休業、育児休業、介護休業、海外留学、疾病など、会費を納めさせる</p>	<p>(年会費)</p> <p>第1条 年会費は2万円とする。</p> <p>(会費免除)</p> <p>第2条 入会して最初に4月1日を迎えた年の分の年会費は、免除する。</p> <p>2 次の各号に掲げる会員については、当該各号に定める期間、定める金額につき、年会費を免除する。</p> <p>1) 4月1日の時点において、<u>法曹在職通算50年または満75歳に達し、その旨を幹事長に届け出た会員</u> <u>届け出た日が属する年度以降の入会期間</u> 2万円</p> <p>2) 産前産後休業、育児休業、介護休業、海外留学、疾病など、会費を納めさせることが適当でない事由があり、その旨を幹事長に届け出た後に、幹事会の承認決議を得た</p>

<p>ことが適当でない事由があり、その旨を 幹事長に届け出た後に、幹事会の承認決 議を得た会員 届け出た日が属する年度 の1年 2万円 <u>(現行の第3号につき削除)</u></p>	<p>会員 届け出た日が属する年度の1年 2万円 <u>3) 平成23年11月28日から平成28年 12月2日までに司法修習を開始し、4月 1日に、修習修了後5年を経過し、かつ、 10年を経過しておらず、その旨を幹事長 に届け出た会員 届け出た日が属する年 度の1年 1万円</u></p>
--	---

2024年度 収支予算書（案）

資料 5

	予算額	前年度		前年度予算増減	備考
		予算額	2024.3.13時点 執行額		
<b>収入</b>					
繰越金	24,790,068	24,150,047	24,150,047	640,021	2023年度からの引継ぎ(R6.4.10)
会費	10,000,000	10,000,000	9,460,000	0	※2021年度会員数(668名)、2022年度会員数(676名)2023年度会員数(662名)、2024年度会員数(令和6年7月11日時点665名) ※2024.6.30時点 納入金額8,430,000円
特別拠出金	1,500,000	0	210,000	1,500,000	※2024.6.30時点 納入金額1,060,000円 ※前年度は特別拠出金の納入をお願いしていない
選挙予納金戻金	630,000	630,000	0	0	※選挙予納金が一部還付予定
<b>収支計</b>	<b>36,920,068</b>	<b>34,780,047</b>	<b>33,820,047</b>	<b>2,140,021</b>	
<b>支出</b>					
<b>経常費</b>	<b>2,590,000</b>	<b>2,370,000</b>	<b>1,727,013</b>	<b>220,000</b>	
施設費	200,000	200,000	78,320	0	会議室使用料（幹事会、選挙委員会、総会等、各期幹事会）
通信費	600,000	600,000	211,678	0	FAX一斉送信費用（1回あたり約16,000円 1枚24円）、ドロップボックスライセンス料
嘱託報酬	1,540,000	1,320,000	1,210,000	220,000	月額110,000円。2024年度は引継ぎのため増額(前回引継年度2022年度予算額と同額を計上)
事務費	200,000	200,000	202,705	0	コピー代等
その他支払手数料	50,000	50,000	24,310	0	振込手数料等
<b>政策委員会</b>	<b>410,000</b>	<b>480,000</b>	<b>282,411</b>	<b>△ 70,000</b>	
政策企画実施費用	350,000	420,000	282,411	△ 70,000	年3回企画
雑費	60,000	60,000	0		録音反訳費用等
<b>広報委員会</b>	<b>2,830,000</b>	<b>2,830,000</b>	<b>1,062,204</b>	<b>0</b>	
会報（春号・秋号）	2,400,000	2,400,000	878,740	0	秋号春号とも基本的に電子ブック
ホームページ・サーバーレンタル費	30,000	30,000	1,668	0	サーバーレンタル費年額7,920円、ドメイン更新料1,408円、振込手数料含む
ホームページ改修等費用	100,000	100,000	41,800	0	ページ更新料等
取材費用	300,000	300,000	139,996	0	
<b>研修委員会</b>	<b>500,000</b>	<b>500,000</b>	<b>283,050</b>	<b>0</b>	
研修費用	500,000	500,000	283,050	0	研修（講師謝礼、会場費用等）
<b>親睦委員会</b>	<b>1,050,000</b>	<b>1,050,000</b>	<b>970,142</b>	<b>0</b>	
親睦費用	1,050,000	1,050,000	970,142	0	
<b>若手会</b>	<b>1,200,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>200,000</b>	
若手会補助金	1,200,000	1,000,000	1,000,000	200,000	渡切り、独自会計。
<b>若手会員活動活性化費</b>	<b>3,150,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,462,220</b>	<b>150,000</b>	
新人歓迎旅行補助金	2,850,000	2,700,000	3,456,220	150,000	2024年度の新人登録はない可能性が高く、支出が次年度にわたる可能性あり(20名×12万円)
企画参加促進費	300,000	300,000	6,000	0	2022年度新設。企画参加促進費は年30万円を上限。
<b>その他</b>	<b>3,706,000</b>	<b>3,962,000</b>	<b>1,611,918</b>	<b>△ 256,000</b>	
弁護士会等行事参加促進費	250,000	250,000	0	0	2018年度新設。
選挙予納金	700,000	700,000	730,000	0	
慶弔費	250,000	250,000	66,930	0	慶弔規則による（香典、独立祝い等）
登録40周年記念品	80,000	30,000	26,400	50,000	慶弔規則による（2024年度36期8名）。1人10000円。
委員会活動運営補助費・活性化費	1,926,000	2,232,000	513,000	△ 306,000	2022年度新設。3000円×各委員会人数×6（政策15、広報25、研修25、親睦25、若手会9、正副8）
懇親費	300,000	300,000	156,500	0	役員慰労会の補助等。
その他	200,000	200,000	119,088	0	
<b>支出計</b>	<b>15,436,000</b>	<b>15,192,000</b>	<b>10,398,958</b>	<b>244,000</b>	
収支差額	21,484,068	19,588,047	23,421,089	1,896,021	

2024年度 春秋会 会費等納入状況（令和6年9月18日時点）

■ 会費納入 926 万円	(2024 年度予算 1000 万円)
■ 特別拠出金 113 万円	(2024 年度予算 150 万円)
合計 1039 万円	(2024 年度予算 1150 万円)

選考委員会の現在の運用についての議論状況

(問題となった事項)

第1回選考委員会において、「今年度は会長を推薦しない」ということを決議することの運用の是非について

(前提となる会則等)

・会則8条2項

「大阪弁護士会会長及び副会長（及び以下略）について、当会の候補者を推薦することの可否及び当会の推薦候補者の選考を行う」

・選考委員会規則（会長、副会長の推薦手続が規定されており、具体的な候補者とかかわりなく推薦自体の可否を判断する手続は規定されていない。）

(従前の運用でよいと考え方について)

1、従前の運用の流れ

①第1回委員会、「今年度は会長を推薦しない」ということを決議

②以降、副会長についてのみ、規則に基づく選考手続を実施

2、根拠等

会則8条2項の前段の判断を行い、推薦可となった場合のみ、規則に基づく手続を経て、後段の推薦候補者の選考を行うものである。

規則では、常に、推薦候補者を募るかのような規定になっているが、これは、あくまで会則前段で推薦可となった場合の手続を定めているものであり、上位法である会則に従うべきである。

以上の解釈に基づき、従前、運用がなされてきたものであり、立法時の考え方も上記解釈によるものだと考えられる。

仮に、いきなり推薦候補者を募った場合には、選考委員会としては、具体的候補者が出てきているのに、会派として会長を推薦すべきかの議論と、当該候補者がふさわしいかの両面について、同時に判断を問われることになる。そもそも、選挙回避などの観点で、今年度、推薦を行わないとの判断になった場合には、当該候補者に立候補いただいた意味がなくなってしまう。

選挙の回避は重要な観点である。選挙になれば、事務所を借り、電話かけ要員が事務所に詰め、政策誌の発行など、多大な労力と費用負担が生じる。

今年度に関しては、他会派の情勢で立候補者が確実であるところ、あえて選挙を行ってまで否定する方ではないと考えられ、また、当会派においては、あえて選挙を行ってまで立候補されたいという声を聴かない状況であるため、推薦を行わないことが相当と提案する。

### 3、補足意見

従前の運用で良いが、何の情報もないまま、委任状の提出や決議を求められても、意思表示が困難である。第1回で一定の情報提供と意見交換を行い、これをふまえて、第2回で決議を行う方法もあるのではないか。

なお、この指摘に対しては、開催回が多くなることの問題や、このような形で、有意義な情報入手を経て、判断が出来ることになるのかとの疑問も示された。

(従前の運用に疑義ありとの考え方について)

#### 1、行うべき手続の流れ

- ①第1回委員会、会長・副会長の双方について、規則に基づく届出期間を設定
- ②会長、副会長の双方につき、立候補があれば、意見を聞く会を実施する。
- ③会長の推薦候補がいる場合、今年度会長を推薦すべきかも含めて、信任投票（複数候補者の場合には投票）を行う。（議論の機会をもった上でのとの選択肢もあり）

#### 2、根拠等

会則8条2項全体をみると、前段の「推薦することの可否」は、具体的な「候補者」が推薦に値しない場合に推薦を「否」とすることを指すとも考えられる。選考委員会規則は、およそ選考手続自体を開始しない旨を決定できるかのような規定はなく、常に、推薦候補者の立候補手続を進める内容となっている。

このことは、会員に立候補の機会及び選考委員会による選考手続を受ける機会を提供する趣旨と理解でき、かかる機会を包括的に与えないこととする「今年度は、推薦しないのが相当」という判断を行なうことは、そのような具体的な手続が定められていないことを踏まえれば、機会保証の観点から問題がある。具体的な立候補者が出た場合に、なお選挙を回避するという判断があるのであれば、それは当該立候補者が選挙をしてまで推薦すべき候補者ではなく、推薦することを否とすればよいのであって、およそ機会自体を与えないことは、そのような規定をおかない現行規則では予定されていないはずである。

実際上も、第1回選考委員会において、具体的な候補者抜きに、「今年度は、推薦しな

いのが相当」と言われても選考委員には判断材料がない。仮に事前情報から適当な候補者が出ないことが予想されるとしても、委員長による情報収集だけでなく、立候補を募って、立候補者がいなかったというほうが明快である。

仮に現在の運用を維持するのであれば、その旨の規則を設けるべきである。

(別の観点からの意見)

いずれの運用を検討する場合でも、そもそも現在の選挙の在り方については変えるべきだと思う。省力化した選挙であれば、選挙を回避すべきという観点が変わってくるのではないか。この指摘に関しては、会派として推薦する以上、当選努力を尽くすべきであり、そうでなければ会派の存在意義が問われる、との意見もあった。

(参考)

今年度は、従前の運用どおり、「今年度は会長を推薦しない」ということが賛成多数で決議されたが、反対意見もあった。

会長を推薦するのが相当という情勢の年度には、この議論は問題とならないが、そうでない年度には、同じような議論が繰り返される可能性がある。

将来的には、選考委員会の在り方及び弁護士会の選挙の在り方を議論したうえで、疑義が生じないようにするには、会則ないし規則の改正ないし整備も検討されるべきであろう。

今年度の選考委員会の主たる役割は果たしたと言えるが、今年度の委員会限りの議論にとどめず、全会員に問題意識を共有していただくために、総会にて報告するものである。

春秋会 9月総会 大阪弁護士会 会務報告

2024年9月25日

2024年度 副会長 松井 淑子

第1 2024年度 大阪弁護士会 体制【別紙】1

□会員 : 5011名

□会長 : 大砂 裕幸 (38期)

□副会長 : 清水 俊順(48)、西村 英一郎(50)、松井 淑子(51)、大畑 泰次郎(52)、林 尚美(53)、松尾 吉洋(53)、辻村 幸宏(55)

□大阪弁護士会職員 : 局長 白谷 成一 ほか約120名

□令和5年度決算 : 全会計収支 収入 約27億9100万円

支出 約27億9300万円 △約200万円

□2024年度スローガン :

尊重 (リスペクト) されていますか?あなは?わたしは?

～弁護士は一人ひとりの思いを大切にします～

第2 主な出来事等

【別紙】2のとおり。

第3 会長声明等

【別紙】2のとおり。

第4 その他



主な行事等	会長説明・意見書等
4月 1 「良い遺言の日」記念行事（講演会と遺言・相続なんでも無料相談会）	1 イスラエルおよびハマス双方に即時停戦を求め、日本政府に対して即時停戦等を働きかける外交を強力に展開することを求める会長声明
2 子どものためのLINE無料相談	2 離婚後共同親権について、さらに慎重かつ十分な国会審議を求める会長声明
3 紅麹サブリ健康被害110番	●国際ロマンス詐欺被害対応弁護士 電話相談
5月 4 意思決定支援研修（無料出張講座）	3 育成就労制度及び永住許可取消制度を創設する入管法改定等の法案に反対する会長声明
5 憲法記念週間無料法律相談会	4 「袴田事件」の再審公判において無罪を宣告すること及び速やかにこれを確定させること並びに再審法改正の一刻も早い実現を求める会長声明
6 憲法週間記念行事「表現の自由と子どもの意見表明権～子どもの意見表明権は、現代的課題の処方箋の1つになりうるのではないか～」	●会員逮捕に関する会長談話
7 第60回民事介入暴力特別相談	
8 日弁連人権擁護大会プレシンポジウム「健康で文化的な最低限度の生活ってなに？～こんなに違う、日本とドイツの“生活保護”」	
9 子どものためのLINE無料相談	
10 子どもの日記念無料相談～子どものなやみ、聞かせてください～	
11 憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム（予定）憲法市民講座「憲法に自衛隊明記（加憲）変わるの？変わらないの？～増強された自衛隊の実態と憲法に自衛	
6月 12 子どものためのLINE無料相談	5 「飯塚事件」の再審請求棄却決定に関する会長声明
13 福祉関連事業者対象の「カスタマーハラスメント」無料相談	6 大規模災害等の緊急事態を理由とした衆議院議員の任期延長のための憲法改正に反対する会長声明
14 今、変えるとき。ACT for RETRIAL 再審法改正へー袴田事件報告を踏まえて	7 物価の上昇に応じた大幅な最低賃金の引上げを求める会長声明
15 女性・LGBTsの権利臨時無料相談	●会員逮捕に関する会長談話
16 研修「司法通訳人のための刑事手続入門講座」	
17 シンポジウム「インクルーシブ教育の実践と地域で生きる権利in大阪～障害者権利条約2022年総括所見の実現を目指して～」	
■大阪弁護士会 定期総会 令和5年度決算、令和6年度予算等	
■日本弁護士連合会 定期総会	
7月 18 外国人のための一日インフォメーションサービス	8 旧優生保護法被害最高裁判決を踏まえ、すべての被害者に対する全面的解決を求める会長声明
19 欠陥住宅・リフォーム110番	9 大阪府保険医協会と当会との共同アピール
20 女性・独立社外取締役の現在～就任から『悩み』の克服法まで～	●eラーニングサイト停止措置
21 シンポジウム「ここが変だよマイナンバーカードの健康保険証利用」	
22 経営者の皆様必見！法律講演会 兼 ひまわりほっと法律相談会「取引先の信用不安・倒産への対応～自社でできること、弁護士と協力すべきこと～」	
23 ランチャタイムコンサート～相愛大学音楽学部卒業生による三重奏	
24 全国一斉旧優生保護法相談会	
25 「2024リーガル女子in関西」	
26 憲法市民講座「芸術への助成を考える～『宮本から君へ』訴訟最高裁判決を素材とし	
27 企業向け「ビジネスと人権」研究会	
28 中小企業・NPO法人等支援センター発足記念行事開催	
■東京弁護士会・大阪弁護士会 執行部懇談会（大阪）	
8月 29 中学生ジュニアロースクール	10 大阪地検特捜部検事に対する付審判決定を受けて、検察における捜査・取調べの運用の在り方を改革するとともに、取調べ全件の可視化及び弁護士立会権の法制化を求める会長声明
30 布川事件桜井昌司さん一周忌 追悼シンポジウム ショージさんが夢見た未来へ「可視化と立会い」でえん罪のない社会を！	●会員に対する債権者破産申立て、保全処分申立て
31 アプリビジネス時代の特許取得と活用 ～紛争の予防と解決～ アプリのアイデアで	
32 「医療事故全国一斉電話相談」	
33 分野別登録弁護士による無料法律相談会	
34 大阪弁護士会特別企画「ロールーム・リレー講座」	
■福岡県弁護士会・広島県弁護士会・大阪弁護士会 三会懇談会（福岡）	
9月 35 日弁連第30回司法シンポジウム プレシンポジウム「今こそ、裁判官制度を考えるこれからの裁判官のために守るべきものとは」	11 知的財産高等裁判所令和5年（ネ）第10040号損害賠償請求事件における第三者意見募集に対する意見書
36 2024年度 近畿弁護士会連合会 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会「夏期	
37 日本弁護士連合会第66回人権擁護大会プレシンポジウム「これでいいの？法廷内の手	
38 暮らしとこころの相談会	
39 ランチャタイムコンサート	
40 「大阪クラシック」が大阪弁護士会館にやってきました	
41 障害者差別解消法改正（2024年4月施行）を踏まえて ～教えて、合理的配慮？ 当	
42 知的財産劇場セミナー第1回 ストーリーで学ぶ！ビジネスを切り拓く特許のいろは	
43 通訳能力判定試験（ベトナム語）の実施	
44 講演会「父親育児が家族・社会を変える！～当事者に聞く現状と課題～	
45 日弁連再審法改正全国キャラバン【現地会場のみ実施】『「ウラのウラまで浦川です」浦川泰幸ABCアナウンサーとともに袴田事件の判決を終えた全国リレー中継一	
10月 46 子どものためのLINE無料相談	
47 10/9～10/12 法の日記念週間無料法律相談会	
48 通訳能力判定試験（北京語、韓国語）の実施	
49 知的財産シンポジウム「大学発ベンチャーにおける知的財産戦略～日本スタートアップ大賞2023受賞マイクロ波化学株式会社ファウンダーと考える～」	
■五会懇談会（東弁・第一東弁・第二東弁・愛知県弁護士会・大阪弁護士）（東京）	
■大阪弁護士会 運動会	
■日弁連 人権擁護大会（名古屋）	

2024年8月23日

## 2025年度大阪弁護士会

## 副会長推薦候補者の書面投票結果のご報告

選考委員 各位

選考委員長 村瀬 謙一

副会長候補者推薦について下記のとおり決定しました。

第2回選考委員会兼2025年度大阪弁護士会副会長推薦候補者から意見をお聞きする会（2024年（令和6年）7月19日）において、立候補のあった副会長推薦候補者河野豊会員のお話をお聞きした上で、選考委員会として選考委員会規則第11条1項により、投票で推薦を決することとしました。

同年8月1日から同年8月9日までを推薦の可否に関する書面投票期間とし、8月19日、長野総合法律事務所において、選考委員会副委員長今井力の立ち会いのもと、開票しました。

開票の結果、投票総数・有効投票総数ともに、44名の全員一致でもって、河野会員を大阪弁護士会副会長の推薦候補者として選考することを可とするとの投票結果が得られました。

（選考方法）

第11条

大阪弁護士会会長の推薦候補者の選考は、投票期間を定めた上で、単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得票した者を選考する。

（略）

5 大阪弁護士会副会長の推薦候補者として1名を選考する場合の選考は、前4項の方法による。

本年12月20日に開催を予定しております春秋会12月総会におきまして、河野豊会員を次年度の大阪弁護士会副会長に推薦することの決議を求めることといたします。

以 上

## 2024年度政策委員会

政策委員長 上 田 純

(1)第1回企画(7月24日18時～弁護士会+ウェブ)担当:由良先生・南先生

→講師:上脇博之教授、河野弁護士、(司会・コーディネーター) 由良弁護士

→春秋会報掲載予定

(2)第2回企画(11月13日18時～弁護士会+ウェブ)担当:河野豊先生・加藤卓先生

→テーマ:人権救済・人権調査

→講師:加藤高志弁護士+河野豊弁護士+玉野まりこ弁護士

(3)第3回企画(来年3月6日18時～)担当:中井洋恵先生・横瀬先生・森川順先生

→テーマ:内部通報・公益通報者保護

→講師:奥山教授(元朝日新聞)、中井洋恵弁護士、横瀬弁護士

→大阪弁護士会の研修認定予定

〔政策委員会予定〕

【次回】10月16日(水)12:30～ zoom

【次々回以降】11月6日(水)12:30、12月18日(水)12:30

1月15日(水)12:30、2月19日(水)12:30、3月13日(木)12:30

## 2024年度上半期活動報告

## 研修委員会

研修委員長 山本 婦紗子

## 1 実施済み

実施日／テーマ	内容	参加人数
2024年6月4日（火）  「自分らしく働く ～131年目の酒蔵、 創造への挑戦～」 講師：梅乃宿酒造(株) 代表取締役 吉田佳代氏	洋食倶楽部ENにおいて、1893年創業の梅乃宿酒造(株)代表取締役である吉田佳代氏をお招きし、伝統文化である日本酒作りの歴史と伝統を守りつつ新しい酒文化の創造に向けて挑戦されてきたご経験についてご講演いただきました。	34名
2024年9月7日（土）  「梅乃宿酒造見学&梅酒・ 梅シロップ作り体験」  ※親睦委員会共催	梅乃宿酒造(株)の酒蔵を見学するとともに、4種の梅、4種の糖、4種の酒からそれぞれ好みのものを選んで梅酒か梅シロップを作る体験型研修。酒蔵見学では日本酒の製造工程を学ぶことが出来ました。	14名
2024年9月20日（金）  「松丸先生に聞く ～遺族と寄り添う 過労死問題の先駆者～」 講師：松丸正会員	Sumile Osakaにて、過労死弁護団全国連絡会議代表幹事、過労死防止大阪センター代表幹事を務めていらっしゃる松丸正弁護士から、弁護士を志されたきっかけ、弁護士になられてからのご活動等大変有意義なお話を頂きました。	21名

## 2 実施予定

実施予定日／テーマ	企画	募集人数 (予定)
2025年2月7日(水) 岡口基一元裁判官と弁護団による「弾劾裁判」 講師：岡口基一元裁判官 伊藤真弁護士 大賀浩一弁護士	リアル会場と Zoom のハイブリッド形式による研修(単位認定取得予定)。2024年4月に判決がなされた弾劾裁判について、弁護団もお招きして、弾劾裁判の実態等を学ぶ予定です。リアル会場では臨場感溢れる研修を予定しています。	∞
次年度開催候補として検討	・ビジネスマナー研修 など	

以上

2024 年 広報委員会(中間報告)

2024 年 9 月 25 日

広報委員長 河野雄介

1. 会報 111 号(秋号)の発行準備完了

- (1)発行日： 総会日である 9 月 25 日とする。
- (2)レターケース投函用のチラシ作成
- (3)PDF 版を春秋会ウェブページにアップロード
- (4)紙版 (160 部)を関係各所に印刷して送付

2. ニュースレターを毎月発行

- ・行事報告
- ・行事告知
- ・投稿記事
- ・副幹事長報告

3. 会報 112 号(春号)を発行予定

以上

## 親睦委員会上半期報告

2024年9月25日

親睦委員会 委員長 間野泰治

### 第1 親睦委員会会議開催

- ① 2024年4月15日
- ② 同年5月 9日
- ③ 同年6月13日
- ④ 同年7月 8日
- ⑤ 同年8月19日
- ⑥ 同年9月12日

### 第2 実施企画

#### 1 グルメ&ジャズ企画

5月26日（日）開催

参加者15名

参加者を3組に分け、開催開始時間をずらして開催。

会場は、ワインショップ サルビス ワイン&レコーズ

まずは満村先生とプロの演奏家によるジャズ演奏の鑑賞し、その後、唐揚げのハナフサ、日本酒福、ゆにゆも、ハナサカ本店などをグループごとにはしごし、グルメを堪能。

#### 2 春秋会サマーフェス（若手会共催）

従前、暑気払いないしビアパーティーと銘打って開催していた企画を「春秋会サマーフェス」として実施。

7月30日（火）19時より開催

参加者57名

会場は、レストランテ クロノス

テーブル対抗のクイズ大会を開催。

おかげさまで大盛況でした。ご参加、ご協力ありがとうございました。

#### 3 梅乃宿酒造 酒蔵見学&梅酒・梅シロップづくり体験

9月7日（土）14時30分から開催。

14名参加

場所は、梅乃宿酒造 直営工場

酒蔵見学では、オートメーション化された近代的な酒造りの過程を案内人の開設の下、見学。見学終了後は、各種工場で作られているお酒を試飲。

梅酒・梅シロップづくりにおいては、4種類の梅の中からそれぞれ自由な梅をチョイスし、梅酒や梅シロップを作った。梅酒・梅シロップは2週間程度混ぜる作業が必要で、梅酒はさらに2週間程度寝かせて完成。現在参加者の方は、梅酒や梅シロップを毎日混ぜる作業をしているはず。

### **第3 今後開催予定の企画について**

#### **1 地引網体験**

11月16日（土）開催予定

場所は岡田漁港

参加費は大人5000円 小人1500円

参加者募集中。詳細はメールリングリストにて。

#### **2 新年会等**

2025年1月下旬開催予定

会場未定

#### **3 ゲーム&グルメ企画**

2025年2月開催予定

#### **4 ワインの夕べ**

2025年3月開催予定

若手会 2 0 2 4 年上半期活動報告

2 0 2 4 年 9 月 2 5 日

若手会世話役代表 前野陽平

副幹事長 中西教子

1 これまでの活動実績

- ・令和 6 年 6 月 2 5 日 浦先生 第 1 回破産研修及び懇親会
- ・同年 6 年 7 月 1 6 日 広瀬先生 事務所経営に関するご講演（「独立は怖くない！真の自由を得る方法」）及び懇親会
- ・同年 7 月 3 0 日 春秋会暑気払い ※親睦委員との共催
- ・同年 8 月 2 8 日 浦先生 第 2 回破産研修及び懇親会

2 今後の予定

- ・同年 9 月 2 7 日 今井先生交通事故研修&ビアガーデン ※ANA クラウン予定
- ・同年 1 1 月 9 日 春秋会ゴルフ ※共催
- ・同年 1 1 月 3 0 日 若手会対抗ゴルフ ※奈良若草カントリー倶楽部
- ・同年 1 1 月頃 屋形船企画（※松茸すき焼き食べ放題コース開催予定を確認）
- ・その他（美食会、研修、共催、追いコン等について引き続き検討）

以上